

船橋市景観条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成を促進するために必要な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「大規模な外観の変更」とは、建築物又は工作物の外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(届出を要する行為)

第3条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、資材置場、駐車場その他の主として建築物の建築又は特定工作物の建設以外の用に供する目的で行う土地の形質の変更(当該変更のための木竹の伐採を含む。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 行為を行う土地の区域の面積が3,000平方メートル以上のもの

(2) 行為を行う土地の区域の面積が1,500平方メートル以上で、かつ、次に掲げるいずれかのものを含むもの

ア 高さが10メートル以上の健全な樹木

イ 面積が300平方メートル以上の一団の樹林地

ウ 面積が1,500平方メートル以上の一団の農地

2 前項に規定する行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して提出することにより行うものとする。

3 第1項に規定する行為に係る法第16条第1項に規定する条例で定める事項は、当該行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該行為の完了予定日とする。

4 第1項に規定する行為に係る法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により第1項の行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(届出を要しない行為)

第4条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 次に掲げるいずれかの建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は大規模な外観の変更
 - ア 市街化調整区域内の建築物にあつては、延べ面積が2,000平方メートル以下であつて、かつ、高さが10メートル以下のもの
 - イ 市街化区域内の建築物にあつては、延べ面積が2,000平方メートル以下であつて、かつ、高さが15メートル以下のもの
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条各項に規定する工作物以外の工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は大規模な外観の変更
- (3) 高さが15メートル以下の工作物（擁壁にあつては、高さが2メートル又は長さが30メートル以下のもの）の新設、増築、改築若しくは移転又は大規模な外観の変更
- (4) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち大規模な外観の変更に該当しないもの
- (5) 次に掲げるいずれかの土地の区域で行う開発行為
 - ア 行為を行う土地の区域の面積が1,500平方メートル未満のもの
 - イ 行為を行う土地の区域の面積が1,500平方メートル以上3,000平方メートル未満であつて、かつ、次に掲げるいずれかのものを含まないもの
 - (ア) 高さが10メートル以上の健全な樹木
 - (イ) 面積が300平方メートル以上の一団の樹林地
 - (ウ) 面積が1,500平方メートル以上の一団の農地
- (6) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物の表示及び当該広告物を掲出する物件の設置
(特定届出対象行為)

第5条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、前条各号に掲げる行為を除くすべての行為とする。

(行為完了の届出等)

第6条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(船橋市景観総合審議会への諮問)

第7条 市長は、次に掲げる事項については、船橋市景観総合審議会条例（平成28年船橋市条例第21号）第1号の規定により置かれた船橋市景観総合審議会に諮問しなければならない。

- (1) 法第8条第1項に規定する景観計画の変更に関すること。
- (2) 法第16条第3項の規定による勧告に関すること。
- (3) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に関すること。
- (4) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関すること。

（公表）

第8条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより、その旨、当該勧告の内容並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成22年7月1日から同月31日までの間に着手する法第16条第1項の規定による届出をしなければならない行為については、第4条の規定にかかわらず、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とする。